

第1 ガイドライン策定の目的及び対象

1 ガイドライン策定の目的

県では、平成16年4月に施行された「秋田県安全・安心まちづくり条例」に基づき、地域における自主防犯活動を促進するなど、犯罪の起こりにくいまちづくりを推進している。

近年、犯罪の未然防止や検挙に効果がある防犯カメラの有用性に対する意識が高まり、防犯カメラの設置が進んでいるが、一方で、知らないうちに自分の姿が撮影され、目的外に使用されるのではないかと不安を感じている方もいることから、防犯カメラを適切に設置し、運用するためのガイドラインを策定する。

2 対象となる防犯カメラ

次の3つの要件をすべて満たすカメラを対象とする。

- (1) 犯罪の防止を目的に設置されている。
- (2) 不特定かつ多数の人が利用する施設や場所に設置されている。
- (3) 画像を記録媒体に保存する機能を備えている。

第2 防犯カメラの設置及び運用に当たって配慮すべき事項

1 設置目的の設定と目的外利用の禁止

防犯カメラの設置目的を明確に定め、目的を逸脱した利用を禁止する。

2 撮影範囲、設置場所等

防犯カメラの設置場所、撮影方向、設置台数を決定するに当たっては、防犯効果が発揮されるとともに、住宅等の私的空間が撮影されないように、その範囲を必要最小限にする。

3 設置の表示

撮影範囲の周辺や防犯カメラを設置する建物・施設の出入口等の見やすい場所に、防犯カメラを設置していることを表示する。

4 管理責任者等の指定

管理責任者等をあらかじめ指定し、指定を受けた者だけが機器の操作等を行う。

5 設置者等の責務

- (1) 撮影された画像の適切な管理
- (2) 撮影された画像の利用や提供の制限
- (3) 問い合わせ、苦情等への適切な対応
- (4) その他防犯カメラの適切な設置及び運用に関する必要な措置

6 撮影された画像の適切な管理

- (1) 施設の状況に応じた情報漏えいの防止（許可者以外の立入禁止等）
- (2) 保存した画像の不必要な複製・加工の禁止
- (3) 記録媒体の確実な保管・管理
- (4) 画像の保存期間の設定（概ね1か月以内）
- (5) 保存期間経過後の画像の確実な消去
- (6) 記録媒体の確実な処分と処分日時等の記録
- (7) インターネット接続時等における情報漏えいの防止

7 撮影された画像の閲覧・提供の制限

次の場合を除き、撮影された画像の第三者への閲覧・提供を禁止する。また、画像を閲覧させ又は提供する場合であっても、事案に応じて、緊急性があるか、やむを得ないと認められるかなど、その必要性を十分検討し、慎重に判断した上で、関連する部分に限って行う。

ア 法令に基づく場合

イ 災害発生時における個人の生命、身体及び財産の安全の確保など、公共の利益のために緊急の必要性がある場合

ウ 犯罪・事故発生時における個人の生命、身体及び財産の安全の確保など、捜査機関による捜査等のために緊急の必要性がある場合

エ 画像から識別される本人の同意がある場合又は本人に提供する場合

8 秘密の保持

設置者等は、画像から知り得た情報を漏えいしたり、不当に使用しない。

9 保守点検等

防犯カメラの機能保持のため、日常的な点検に加えて、定期的に保守点検を行う。

10 問い合わせ、苦情等への適切な対応

防犯カメラの設置・運用に関する問い合わせ、苦情等には、誠実かつ迅速に対応する。

11 業務の委託

業務を委託する場合は、受託者に対し、情報漏えいの防止等に配慮した適切な設置・運用を徹底する。

12 個人情報保護法の遵守

設置者等は、ガイドラインのほか、個人情報保護法に基づき、個人情報を適正に取り扱う。

第3 設置・運用要領の作成

設置者等は、防犯カメラの設置・運用を適切に行うため、設置・運用要領を定める。

第4 まとめ

実際の設置・運用に当たっては、それぞれの目的や形態に合わせた要領を定め、組織内等で周知を図りながら、適切な取扱いに努める。